社会福祉法人慈恵会 役員報酬等及び役員等費用弁償支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第24条の規定に基づき、役員報酬等及び役員等費用弁償の支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
- (1) 役員(理事長、副理事長、理事、監事)
- (2) 評議員
- 2 この規程において「役員報酬等」とは、役員報酬及び慰労金をいう。

(報酬の区分)

第3条 役員報酬は、理事長及び副理事長(以下「理事長等」という。)にあっては月額報酬とし、その他の理事及び監事については日当とする。

(月額報酬)

第4条 前条に規定する月額報酬は、1人当たりの上限額を1,000,000円とし、各理事の具体的な報酬金額については理事会が決定する。

(日当の額)

第5条 第3条に規定する日当は、1人1回あたり5,000円(源泉所得税控除後)とする。

(月額報酬の算定方法)

- 第6条 新たに理事長等に就任した者には、翌月から月額報酬を支給する。
- 2 理事長等が辞任し、又は解任された場合には、その月まで月額報酬を支給する。

(慰労金)

- 第7条 役員等が退任した場合に支給する慰労金は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額を支給とする。
 - (1) 理事長

在任期間1年につき100,000円

(2) 副理事長

在任期間1年につき50,000円

(3) 理事·監事

在任期間1年につき20,000円

(4) 評議員

在任期間1年につき10,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給方法)

第8条 報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員 を対象とする給与支給規程の規定に準ずる。

(重複支給の禁止)

第9条 役員等で法人の職員である者に対しては、前各条に規定する報酬及び日当は支給しない。

(費用弁償)

第10条 役員等に対する費用弁償は行わない。ただし、法人の依頼等により法人外へ旅行する場合には、 別に定める役職員旅費支給規程の規定に準ずる。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

- この規程は、平成29年6月15日から施行する。
- この規程は、令和 元年6月20日から施行し、改正後の規定は平成31年4月1日から適用する。
- この規程は、令和 3年4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年6月20日から施行する。